60回 生命倫理·安全部会

令和7年10月22日~令和7年10月24日 参考資料3

]DG

 $^{\circ}$

] DG && ,, Ł'		
	·	
· ———	· ·	
	· — — — · — — · — — · — — · — · — · — ·	
_		
·		
·		

ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究 に関する指針(平成22年文部科学省告示第88号)	改正後(案)	備考
 E 胚 ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成十二年法律第百四十六号。以下「法」という。)第二条第一項第一号に規定する胚をいう。 四 ヒト胚 ヒトの胚(ヒトとしての遺伝情報を有する胚を含む。)をいう。(号を加える) 五 研究機関 生殖細胞作成研究を行う機関(提供者から細胞の提供を受ける機関を含む。)をいう。(号を加える)(号を加える)(号を加える) (号を加える) 	 正 ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成十二年法律第百四十六号。以下「法」という。)第二条第一項第一号に規定する胚をいう。 三 ヒト胚 ヒトの胚(ヒトとしての遺伝情報を有する胚を含む。)をいう。 四 ヒト胚モデル ヒト幹細胞を分化させた細胞から作成する細胞群のうち、ヒト胚又はヒト胚に類する発生初期の細胞群の特性を示すものであって、ヒト胚でないものをいう。 五 研究機関 作成研究を行う機関(提供者から細胞の提供を受ける機関を含む。)をいう。 六 研究計画 研究機関が行う作成研究に関する計画をいう。 七 研究責任者 研究機関において、作成研究を総括する立場にある者をいう。 八 研究者等 研究責任者の監督の下で研究機関において、作成研究を行う研究者及び技術者をいう。 	・ヒト胚モデルの定義について規定・指針間の整合(研究計画、研究責任者、研究者等の定義の追加)
六 インフォームド・コンセント 十分な説明に基づく自由な意思 による同意をいう。	<u>九</u> インフォームド・コンセント 十分な説明に基づく自由な意思 による同意をいう。	
(適用の範囲) 第三条 生殖細胞作成研究は、この指針に定めるところにより、適切 に実施されるものとする。	(適用の範囲) 第三条 この指針は、次に掲げる作成研究を対象とする。	・この指針が適用される範囲 を規定
第二章 <u>生殖細胞</u> 作成研究の要件等 (<u>生殖細胞</u> 作成研究の要件) 第四条 <u>生殖細胞</u> 作成研究は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、	第二章 作成研究の要件等 (作成研究の要件) 第四条 作成研究は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、行うこと	・章名の改正 ・ヒト胚モデル作成研究の要
行うことができるものとする。	ができるものとする。 一 次のいずれかに資する基礎的研究を目的としていること。 イ ヒトの発生、分化及び再生機能の解明 ロ 新しい診断法、予防法若しくは治療法の開発又は医薬品等の開発 二 生殖細胞 <u>又はヒト胚モデル</u> の作成を行うことが前号に定める研究において科学的合理性及び <u>意義</u> を有すること。	件を規定 ・指針間の整合(「必要性」 を「意義」に変更)

ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究 に関する指針(平成22年文部科学省告示第88号)	改正後(案)	備考
(研究機関の要件) 第五条 研究機関は、生殖細胞の作成に関して生殖細胞作成研究を行 う者が遵守すべき倫理的な事項に関する規則を定めるものとする。	(研究機関の要件) <u>(項を削る)</u>	・指針間の整合(研究機関が 定める倫理的な事項に関す る規則の策定を削除)
2 研究機関は、生殖細胞作成研究を行う者に生殖細胞の作成に関する倫理に関する講習その他必要な教育を受けさせるものとする。	第五条 研究機関は、研究者等に生殖細胞又はヒト胚モデルの作成に関する倫理に関する講習その他必要な教育を受けさせるものとする。	・記載の適正化
3 研究機関は、生殖細胞の作成に関する資料の提出、調査の受入れ その他文部科学大臣が必要と認める措置に協力するものとする。	<u>(項を削る)</u>	・第 15 条第2項に移動
(行ってはならない行為) 第六条 作成された生殖細胞を取り扱う者は、当該生殖細胞を用いて ヒト胚を作成してはならない。	(行ってはならない行為) 第六条 <mark>ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞から</mark> 作成された生殖細胞 を取り扱う者は、当該生殖細胞を用いてヒト胚を作成してはならない。	
<u>(項を加える)</u>	2 ヒト幹細胞から作成されたヒト胚モデルを取り扱う者は、当該ヒト胚モデルの人又は動物の胎内への移植その他の方法により当該ヒト胚モデルから個体を生成してはならない。	・「②人や動物の胎内への移 植及び個体産生の禁止」に ついて規定
(生殖細胞の取扱い) 第七条 研究機関は、ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞から作成し	(生殖細胞 <mark>又はヒト胚モデル</mark> の取扱い) 第七条 研究機関は、ヒト i PS細胞又はヒト組織幹細胞から作成し	・見出しの改正
た生殖細胞を譲渡する場合には、当該生殖細胞の取扱いについて、 譲渡先との契約その他の方法において次に掲げる事項が確保される ことを確認しなければならない。 一 生殖細胞は、次のいずれかに資する基礎的研究に用いられるこ	た生殖細胞を譲渡する場合には、当該生殖細胞の取扱いについて、 譲渡先との契約その他の方法により、次に掲げる事項が確保される ことを確認しなければならない。 - 生殖細胞は、次のいずれかに資する基礎的研究に用いられるこ	・指針間の整合(記載の適正 化)
と。 イ ヒトの発生、分化及び再生機能の解明 ロ 新しい診断法、予防法若しくは治療法の開発又は医薬品等の 開発	と。 イ ヒトの発生、分化及び再生機能の解明 ロ 新しい診断法、予防法若しくは治療法の開発又は医薬品等の 開発	
二 生殖細胞を用いてヒト胚を作成しないこと。 三 生殖細胞を他の機関に譲渡しないこと。 四 生殖細胞を譲渡した研究機関が、前各号に掲げる生殖細胞の取 扱いの状況について、必要に応じ、譲渡先から報告を求めること ができること。	二 生殖細胞を用いてヒト胚を作成しないこと。 三 生殖細胞を他の機関に譲渡しないこと。 四 生殖細胞を譲渡した研究機関が、前各号に掲げる生殖細胞の取 扱いの状況について、必要に応じ、譲渡先から報告を求めること ができること。	
2 <u>前項の規定に基づき</u> 研究機関が生殖細胞を譲渡しようとするときは、 <u>当該研究機関において生殖細胞作成研究を総括する立場にある者(以下「</u> 研究責任者 <u>」という。</u>)は、あらかじめ、 <u>当該</u> 研究機関の長の了承を求めるものとする。	2 研究機関が <u>前項の規定に基づき</u> 生殖細胞を譲渡しようとするときは、研究責任者は、あらかじめ、研究機関の長の了承を求めるものとする。	・指針間の整合(記載の適正 化)、第2条の定義の追加 に伴う変更
3 研究機関の長は、前項の了承をするに当たっては、作成された生	3 研究機関の長は、前項の了承をするに当たっては、作成された生	

ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究 に関する指針(平成22年文部科学省告示第88号)	改正後(案)	備考
殖細胞の譲渡が第一項の規定に適合していることを確認するものと する。	殖細胞の譲渡が第一項の規定に適合していることを確認するものと する。	
4 研究機関の長は、第二項の了承をしたときは、速やかに、その旨	4 研究機関の長は、第二項の了承をしたときは、速やかに、その旨	・指針間の整合(記載の適正
を倫理審査委員会及び文部科学大臣に報告するものとする。	を <mark>研究機関の</mark> 倫理審査委員会及び文部科学大臣に報告するものとす る。	化)
(条を加える)	第七条の二 研究機関は、ヒト幹細胞から作成したヒト胚モデルを譲渡する場合には、当該ヒト胚モデルの取扱いについて、譲渡先との	・ヒト胚モデルの取扱い(譲 渡)について規定、条の細
	契約その他の方法により、次に掲げる事項が確保されることを確認 しなければならない。	分化
	<u>ること。</u> イ ヒトの発生、分化及び再生機能の解明	
	ロ 新しい診断法、予防法若しくは治療法の開発又は医薬品等の 開発	
	<u>二 ヒト胚モデルの人又は動物の胎内への移植その他の方法により</u> 当該ヒト胚モデルから個体を生成しないこと	
	三 ヒト胚モデルから生殖細胞の作成を行う場合、当該生殖細胞を	
	<u>用いてヒト胚を作成しないこと。</u> 四 ヒト胚モデルを他の機関に譲渡しないこと。	
	五 ヒト胚モデルを譲渡した研究機関が、前各号に掲げるヒト胚モ デルの取扱いの状況について、必要に応じ、譲渡先から報告を求	
(項を加える)	<u>めることができること。</u>	
(項を加える)	2 研究機関が前項の規定に基づきヒト胚モデルを譲渡しようとする ときは、研究責任者は、あらかじめ、研究機関の長の了承を求める	
(項を加える)	<u>ものとする。</u> 3 研究機関の長は、前項の了承をするに当たっては、作成したヒト	
	<u>胚モデルの譲渡が第一項の規定に適合していることを確認するもの</u> とする。	
(項を加える)	4 研究機関の長は、第二項の了承をしたときは、速やかに、その旨 を研究機関の倫理審査委員会及び文部科学大臣に報告するものとす	
	で明九成員の冊座番重安員云及の文部科子人民に報告するものとす る。	
第三章 生殖細胞 (研究機関の長)	第三章 作成研究の体制 (研究機関の長)	・章名の改正
第八条 研究機関の長は、次に掲げる業務を行うものとする。	第八条 研究機関の長は、次に掲げる業務を行うものとする。	・第2条の定義の追加に伴う
一 研究機関が行う <u>生殖細胞作成研究に関する計画(以下「</u> 研究計 画 <u>」という。)及びその変更</u> の妥当性を確認し、 <u>第十一条から第十</u>	ー 研究機関が行う研究計画の妥当性を確認し、 <u>この指針で定める</u> <u>手続に従い</u> 、その実施を了承すること。	変更、指針間の整合(記載 の適正化)

ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究 に関する指針(平成22年文部科学省告示第88号)	改正後(案)	備考
四条までの規定に基づき、その実施を了承すること。 二 生殖細胞作成研究の進行状況及び結果を把握し、必要に応じ、研究責任者に対しその留意事項、改善事項等に関して指示を与えること。	二 作成研究の状況を把握し、必要に応じ、研究責任者に対しその 留意事項、改善事項等に関して指示を与えること。	・指針間の整合(「進行」、 「結果」を「状況」に集 約)
三 生殖細胞作成研究を監督すること。 四 研究機関においてこの指針を周知徹底し、これを遵守させること。	三 作成研究を監督すること。 四 研究機関においてこの指針を周知徹底し、これを遵守させること。	
2 研究機関の長は、研究責任者を兼ねることができない。ただし、 第五条第一項に規定する規則により されている場合は、この限りでない。	2 研究機関の長は、研究責任者を兼ねることができない。ただし、 前項の業務を代行する者が選任されている場合は、この限りでない。	・第5条第1項の変更に伴 う、倫理的な事項に関する 規則を削除
3 前項ただし書の場合において、この指針の規定(前項を除く。) 中 「研究機関の長」とあるのは「研究機関の長の業務を代行する者」 と読み替えるものとする。	3 前項ただし書の場合において、この指針 <u>(前項を除く。)の規定</u> 中 「研究機関の長」とあるのは「研究機関の長の業務を代行する者」 と読み替えるものとする。	・指針間の整合(記載の適正 化)
(研究責任者) 第九条 研究責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。 - 生殖細胞作成研究に関して、内外の入手し得る資料及び情報に基づき、研究計画又はその変更の科学的妥当性及び倫理的妥当性について検討すること。 二 前号の検討の結果に基づき、研究計画を記載した書類(以下「研究計画書」という。)又は研究計画の変更の内容及び理由を記載した書類(第十四条において「研究計画変更書」という。)を作成す	(研究責任者) 第九条 研究責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。 一 作成研究に関して、内外の入手し得る資料及び情報に基づき、 研究計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性について検討し、その 結果に基づき、研究計画を記載した書類(以下「研究計画書」と いう。)を作成すること。 (号を削る)	・ヒト胚モデル作成研究を追加、指針間の整合(記載の 適正化) ・前号に統合
ること。	<mark>二</mark> 作成研究を総括し、研究者 <mark>等</mark> に対し必要な指示をすること。	・第2条の定義の追加に伴う 変更
四 生殖細胞作成研究が研究計画に従い適切に実施されていることを随時確認すること。 五 前各号に定めるもののほか、研究計画を総括するに当たって必要となる措置を講ずること。	<u>三</u> 作成研究が <u>研究計画書</u> に従い適切に実施されていることを随時 確認すること。 <u>(号を削る)</u>	・指針間の整合(記載の適正化 ・指針間の整合(具体的には想定されないため削除)
2 研究責任者は、一の研究計画ごとに一名とし、生殖細胞の作成に関する倫理的な認識及び十分な専門的知識を有するとともに前項各号に掲げる業務を的確に実施できる者とする。	2 研究責任者は、生殖細胞 <mark>又はヒト胚モデル</mark> の作成に関する倫理的な識 <mark>見</mark> 及び十分な専門的知識を有するとともに前項各号に掲げる業務を的確に実施できる者とする。	・ヒト胚モデルの作成を追加、指針間の整合(記載の 適正化)
(倫理審査委員会) 第十条 研究機関 <u>に</u> 、次に掲げる業務を行う <u>ため、倫理審査委員会を</u>	(倫理審査委員会) 第十条 研究機関 <u>の倫理審査委員会は</u> 、次に掲げる業務を行うものと	・指針間の整合(記載の適正

ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究 に関する指針(平成22年文部科学省告示第88号)	改正後(案)	備考
設置するものとする。	する。	化)
一この指針に即して、研究計画又はその変更の科学的妥当性及び	ー この指針に即して、研究計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性	187
倫理的妥当性について総合的に審査を行い、その適否、留意事項、	について総合的に審査を行い、その適否、留意事項、改善事項等	
改善事項等に関して研究機関の長に対し意見を提出すること。	に関して研究機関の長に対し意見を提出すること。	
コ 生殖細胞作成研究の進行状況及び結果について報告を受け、必	ニ 作成研究の <mark>状況</mark> について報告を受け、必要に応じて調査を行い、	・指針間の整合(記載の適正
要に応じて調査を行い、その留意事項、改善事項等に関して研究	その留意事項、改善事項等に関して研究機関の長に対し意見を提	化)
機関の長に対し意見を提出すること。	出すること。	167
2 前項の規定にかかわらず、研究機関の長は、他の研究機関によっ	ロヶ〜ここ。 2 前項の規定にかかわらず、研究機関の長は、他の研究機関によっ	
て設置された倫理審査委員会をもって、前項の倫理審査委員会に代	て設置された倫理審査委員会をもって、前項の倫理審査委員会に代	
これのことができる。	えることができる。	
3 倫理審査委員会(前項に規定する他の研究機関によって設置され	3 研究機関の倫理審査委員会(前項に規定する他の研究機関によっ	・指針間の整合(記載の適正
た倫理審査委員会を含む。以下同じ。)は、第一項第一号の審査の記	て設置された倫理審査委員会を含む。以下同じ。)は、審査の記録を	化)
録を作成し、これを保管するものとする。	作成し、これを保管するものとする。	187
4 倫理審査委員会は、次に掲げる要件を満たすものとする。	4 研究機関の倫理審査委員会は、次に掲げる要件を満たすものとす	・指針間の整合(倫理審査委
	る。	員会の要件、記載の適正
ー 研究計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性を総合的に審査でき	一 研究計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性を総合的に審査でき	化)
るよう、生物学、医学及び法律に関する専門家、生命倫理に関す	るよう、次に掲げる要件の全てを満たしていること。なお、イか	.=,
る意見を述べるにふさわしい識見を有する者並びに一般の立場に	らハまでに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねること	
立って意見を述べられる者から構成されていること。	はできない。会議の成立についても同様の要件とする。	
(イを加える)	イ 生物学・医学の専門家等、自然科学の有識者が含まれている	
	こと。	
(口を加える)	<u>ロ 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含ま</u>	
	れていること <u>。</u>	
(ハを加える)	<u>ハ 一般の立場に立って意見を述べられる者が含まれているこ</u>	
	<u>と。</u>	
(二を加える)	二 当該研究機関が属する法人に所属する者以外の者が二名以上	
	<u>含まれていること。</u>	
(ホを加える)	<u>ホ 五名以上で構成され、男女両性で構成されていること。</u>	
(へを加える)	へ 当該研究計画を実施する研究責任者又は研究者等との間に利	
	<u>害関係を有する者が審査に参画しないこと。</u>	
<u>二 当該研究機関が属する法人に所属する者以外の者が二名以上含</u>	(号を削る)	・二に移動
<u>まれていること。</u>		1. 7571
三 男性及び女性がそれぞれ二名以上含まれていること。	(号を削る)	・ホに移動・ヒトES細胞使
	(P + WI 7)	用指針に合わせる変更
四 当該研究計画を実施する研究者、研究責任者との間に利害関係	(号を削る)	・へに移動・ヒトES細胞使
<u>を有する者及び研究責任者の三親等以内の親族が審査に参画しな</u>		用指針に合わせる変更
<u>いこと。</u>		

ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究 に関する指針(平成22年文部科学省告示第88号)	改正後(案)	備考
五 倫理審査委員会の活動の自由及び独立が保障されるよう適切な 運営手続が定められていること。	(号を削る)	・ヒト ES 細胞使用指針に合わせて削除
六 倫理審査委員会の構成、組織及び運営並びにその議事の内容の 公開その他研究計画の審査に必要な手続に関する規則が定められ、かつ、当該規則が公開されていること。	(号を削る)	・二号に移動・ヒト ES 細胞 使用指針に合わせる変更
(号を加える)	二 研究機関の倫理審査委員会に関する規則が定められ、かつ、当 該規則が公開されていること。	
(項を加える)	5 研究計画を実施する研究責任者及び研究者等は、研究機関の倫理 審査委員会の審議及び意見の決定に同席しないこと。ただし、当該 倫理審査委員会の求めがある場合には、その会議に出席し、研究計	・指針間の整合(研究責任者 等の IRB への同席等の明確 化)
(項を加える)	画に関する説明を行うことができる。 6 研究機関の倫理審査委員会は、研究計画の軽微な変更等に係る審査について、当該倫理審査委員会が指名する委員による審査を行い、 意見を述べることができる。当該審査の結果は、全ての委員に報告 されなければならない。	・指針間の整合(軽微変更に 係る IRB 審査の追加)
5 倫理審査委員会の <mark>運営に当たっては、前項第六号に規定する</mark> 規則 により非公開とすることが定められている事項を除き、 <u>議事の内容</u> <u>について</u> 公開するものとする。	7 研究機関の倫理審査委員会の <mark>議事の内容は、当該倫理審査委員会</mark> に関する規則により非公開とすることが定められている事項を除 き、公開するものとする。	・指針間の整合(記載の適正 化)
第四章 生殖細胞作成研究の手続 (研究機関の長の了承) 第十一条 研究責任者は、生殖細胞作成研究に当たっては、あらかじめ、研究計画書を作成し、研究計画の実施について研究機関の長の了承を求めるものとする。 2 研究計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 研究計画の名称	第四章 作成研究の手続 (研究機関の長の了承) 第十一条 研究責任者は、作成研究に当たっては、あらかじめ、研究 計画書を作成し、研究計画の実施について研究機関の長の了承を求 めるものとする。 2 研究計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 研究計画の名称	・章名の改正
二 研究機関の名称及び <u>その</u> 所在地 <u>並びに研究機関の長の氏名</u> 三 研究責任者の氏名、 <u>略歴及び研究業績</u> 四 研究者の氏名、略歴及び研究業績	二 研究機関の名称及び所在地 三 研究責任者の氏名 (号を削る)	指針間の整合(研究機関の 長、研究責任者及び研究者 に関する記載)
五生殖細胞作成研究の目的及びその必要性六生殖細胞作成研究の方法及び期間七生殖細胞の作成の用に供される細胞に関する説明	四 研究の目的及び <u>意義</u> 五 研究の方法及び期間 <u>六 生殖細胞の作成を行う場合には、当該</u> 生殖細胞の作成の用に供 される細胞に関する説明	・指針間の整合(「必要性」 を「意義」に変更) ・生殖細胞作成研究のみが対 象であることを明確化
<u>八</u> インフォームド・コンセントに関する説明	七 <u>生殖細胞の作成を行う場合には、第十八条の規定による</u> インフ ォームド・コンセントに関する説明 <u>(細胞の提供者の個人情報の</u>	・生殖細胞作成研究のみが対 象であることを明確化、9

ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究 に関する指針(平成22年文部科学省告示第88号)	改正後(案)	備考
(号を加える) <u>九 細胞の提供者の個人情報の保護の具体的な方法</u> <u>十 その他必要な事項</u> (項を加える)	保護の具体的な方法を含む。) ハ ヒト胚モデルの作成を行う場合には、当該ヒト胚モデルの培養 期間と当該培養期間がヒト胚モデルを用いた研究の目的を達成す るために必要最小限であることの説明 (号を削る) (号を削る) 3 研究計画書には、研究責任者の略歴及び研究業績を示す書類を添 付するものとする。	号を統合 ・「③培養期間の設定」について規定 ・ 7号に統合 ・指針間の整合(具体的には想定されないため削除) ・指針間の整合(研究責任者の略歴及び研究業績を示す
(倫理審査委員会の意見聴取)	(倫理審査委員会の意見聴取)	書類の添付)
第十二条 研究機関の長は、前条第一項の規定に基づき、研究責任者 から研究計画の実施の了承を求められたときは、その妥当性につい て倫理審査委員会の意見を求めるとともに、当該意見に基づき研究 計画のこの指針に対する適合性を確認するものとする。	第十二条 研究機関の長は、前条第一項の規定に基づき、研究責任者 から研究計画の実施の了承を求められたときは、その妥当性につい て研究機関の倫理審査委員会の意見を求めるとともに、当該意見に 基づき研究計画のこの指針に対する適合性を確認するものとする。	・「①各機関による IRB 審 査、国への届出」について は、現行の条文で対応可 能、指針間の整合(記載の 適正化)
(文部科学大臣への届出) 第十三条 研究機関の長は、研究計画の実施を了承するに当たっては、 前条の手続の終了後、あらかじめ、当該研究計画の実施について文 部科学大臣に届け出るものとする。 2 前項の場合には、研究機関の長は、次に掲げる書類を文部科学大 臣に提出するものとする。 一 研究計画書	(文部科学大臣への届出) 第十三条 研究機関の長は、研究計画の実施を了承するに当たっては、 前条の手続の終了後、あらかじめ、当該研究計画の実施について文 部科学大臣に届け出るものとする。 2 前項の場合には、研究機関の長は、次に掲げる書類を文部科学大 臣に提出するものとする。 一 研究計画書	・「①各機関による IRB 審 査、国への届出」について は、現行の条文で対応可能
(号を加える)	二 研究責任者の略歴及び研究業績を示す書類	・指針間の整合(第 11 条第 2 項第 3 号に規定する研究 計画書の記載事項から添付 書類に変更)
<u>二</u> 倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類	<u>三</u> <u>研究機関の</u> 倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す 書類	・指針間の整合(記載の適正 化)
<u>三</u> 倫理審査委員会に関する <u>事項を記載した書類及び第十条第四項</u> <u>第六号に規定する</u> 規則 <u>の写し</u>	<u>四</u> 研究機関の倫理審査委員会に関する規則	・倫理審査委員会に関する事項を記載した書類は前号の書数と重複するため、削除、指針間の整合(記載の適正化)
四 第五条第一項に規定する規則の写し	(号を削る)	・第5条第1項の削除に伴 い、削除

ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究 に関する指針 (平成22年文部科学省告示第88号)	改正後(案)	備考
3 文部科学大臣は、第一項の規定による届出があったときは、当該 届出に係る事項を科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会に報告 するものとする。	3 文部科学大臣は、 <mark>研究計画の</mark> 届出 <mark>の状況について</mark> 科学技術・学術 審議会生命倫理・安全部会に <u>随時</u> 報告するものとする。	・指針間の整合(実態に即した文部科学大臣の報告の頻度(「随時」)を追加、記載の適正化))
(研究計画の変更) 第十四条 研究責任者は、第十一条第二項第一号、第三号及び第五号から第九号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、研究計画変更書を作成して、研究機関の長の了承を求めるものとする。この場合において、了承を求められた研究機関の長は、当該変更の妥当性について倫理審査委員会の意見を求めるとともに、当該意見に基づき当該変更のこの指針に対する適合性を確認するものとする。	(研究計画の変更) 第十四条 研究責任者は、第十一条第二項各号(第二号を除く。) に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、 <u>当該変更について</u> 研究機関の長の了承を求めるものとする。ただし、研究計画の実質的な内容に係らない変更については、研究機関の長に報告することをもって足りる。	・第 11 条第 2 項の変更に伴 う変更、指針間の整合(ヒ ト ES 細胞使用指針の変更 手続きに合わせる、記載の 適正化)
(項を加える)	2 研究機関の長は、前項本文の了承を求められたときは、当該変更 の妥当性について研究機関の倫理審査委員会の意見を求めるととも に、当該意見に基づき当該変更のこの指針に対する適合性を確認す るものとする。	
2 研究機関の長は、前項の了承をしたときは、速やかに、研究計画変更書並びに当該変更に係る倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類を添付して、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。	3 研究機関の長は、第一項本文の了承をしたときは、速やかに、研究計画変更書 <u>(研究計画の変更の内容及び理由を記載した書類をいう。)</u> 並びに当該変更に係る研究機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類を添付して、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。	・第9条第1項第2号の変更 に伴う変更
3 研究機関の長は、第十一条第二項第二号に掲げる事項を変更したときは、速やかに、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。	(研究計画の実質的な内容に係らない変更) 第十四条の二 研究機関の長は、第十一条第二項第二号に掲げる事項 に変更があったときは、速やかに、その旨を文部科学大臣に届け出 るものとする。	・指針間の整合(ヒト ES 細 胞使用指針の変更手続きに 合わせる)
(項を加える)	2 研究機関の長は、前条第一項ただし書の研究計画の実質的な内容 に係らない変更があったときは、その旨を研究機関の倫理審査委員 会及び文部科学大臣に届け出るものとする。	
4 研究責任者は、第十一条第二項第四号又は第十号に掲げる事項を 変更しようとするときは、あらかじめ、研究計画変更書を作成して、 研究機関の長の了承を求めるものとする。	(項を削る)	第11条第2項第4号及び 第10号の削除に伴い削除
5 研究機関の長は、前項の了承をしたときは、速やかに、研究計画 変更書を添付して、その旨を倫理審査委員会に報告するとともに、 文部科学大臣に届け出るものとする。	(項を削る)	・第11条第2項第4号及び 第10号の削除に伴い削除
(進行状況の報告) (項を加える)	(進行状況の報告) 第十五条 <u>研究責任者は、作成研究の進行状況を研究機関の長及び研</u>	・ヒト胚モデル作成研究の進

ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究 に関する指針(平成22年文部科学省告示第88号)	改正後(案)	備考
第十五条 研究責任者は、少なくとも毎年一回、生殖細胞の作成状況を記載した生殖細胞作成状況報告書を作成し、研究機関の長に提出するものとする。 2 研究機関の長は、前項の生殖細胞作成状況報告書の提出を受けたときは、速やかに、その写しを倫理審査委員会及び文部科学大臣に	究機関の倫理審査委員会に随時報告するものとする。2 研究責任者は、少なくとも毎年一回、前項の報告に加え、生殖細胞の作成状況を記載した生殖細胞作成状況報告書を作成し、研究機関の長に提出するものとする。(項を削る)	行状況の報告を追加、指針間の整合(進行状況の報告) 告) ・指針間の整合(倫理審査委員会及び文部科学大臣への
提出するものとする。 (項を加える)	3 研究機関は、作成研究に関する資料の提出、調査の受入れその他 文部科学大臣が必要と認める措置に協力するものとする。	報告書の写しの提出は不要) ・第5条第3項から移動(文部科学大臣への報告書の写しの提出を不要とする代わりに文部科学大臣への協力を追加)
(生殖細胞作成研究の終了) 第十六条 研究責任者は、生殖細胞作成研究を終了したときは、速やかに、作成した生殖細胞を廃棄するとともに、生殖細胞作成研究の結果を記載した研究終了報告書を作成し、研究機関の長に提出するものとする。	(作成研究の終了) 第十六条 研究責任者は、作成研究を終了したときは、速やかに、作成研究の結果を記載した報告書を作成し、研究機関の長に提出するものとする。	・見出しの改正 ・指針間の整合(研究終了時 の作成した生殖細胞やヒト 胚モデルの廃棄は不要)
2 研究機関の長は、前項の研究終了報告書の提出を受けたときは、 速やかに、その写しを倫理審査委員会及び文部科学大臣に提出する ものとする。	2 研究機関の長は、前項の報告書の提出を受けたときは、速やかに、 その写しを <mark>研究機関の</mark> 倫理審査委員会及び文部科学大臣に提出する ものとする。	・指針間の整合(記載の適正 化)
第五章 生殖細胞の作成の用に供することができる細胞の提供 (生殖細胞の作成の用に供することができる細胞の要件) 第十七条 生殖細胞作成研究において生殖細胞の作成の用に供することができる細胞(当該細胞がヒトiPS細胞である場合には、当該ヒトiPS細胞の作成の用に供されるヒトの体細胞を含む。この章において同じ。)は、次に掲げるものに限るものとする。 - 生殖細胞の作成を行うことについてのインフォームド・コンセントを書面により受けている細胞	第五章 生殖細胞の作成の用に供することができる細胞の提供(生殖細胞の作成の用に供することができる細胞の要件)第十七条 生殖細胞作成研究において生殖細胞の作成の用に供することができる細胞(当該細胞がヒトiPS細胞である場合には、当該ヒトiPS細胞の作成の用に供されるヒトの体細胞を含む。この章において同じ。)は、次に掲げるものに限るものとする。 一 生殖細胞の作成を行うことについてのインフォームド・コンセントを書面又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)により受けている細胞 二 外国から提供される場合には、当該外国における法令又はこれ	・生命・医学系指針において 電磁的方法による IC 取得 が認められていることを踏 まえて、電磁的方法を追記
二 外国から提供される場合には、当該外国における法令又はこれ に類するガイドライン及び当該細胞の提供に関する条件において 当該細胞からの生殖細胞の作成を行わないこととされていない細 胞	二 外国から提供される場合には、当該外国における法令又はこれ に類するガイドライン及び当該細胞の提供に関する条件において 当該細胞からの生殖細胞の作成を行わないこととされていない細 胞	

ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究 に関する指針(平成22年文部科学省告示第88号)	改正後(案)	備考
(インフォームド・コンセントの手続) 第十八条 研究機関は、細胞の提供者に対しインフォームド・コンセントに係る説明を実施するに当たっては、次に掲げる事項を記載した説明書を提示し、分かりやすく、これを行うものとする。 一 細胞の提供を受ける目的及び研究の方法 二 提供者の個人情報の保護の具体的な方法 三 提供者が将来にわたり報酬を受けることのないこと。 四 提供された細胞について遺伝子の解析が行われる可能性がある場合には、その旨及びその遺伝子の解析が特定の個人を識別するものではないこと。 五 作成された生殖細胞を用いてヒト胚を作成しないこと。 六 提供された細胞から得られた研究成果が学会等で公開される可能性のあること。 七 提供された細胞から有用な成果が得られた場合には、その成果から特許権、著作権その他の無体財産権又は経済的利益が生ずる可能性があること及びこれらが提供者に帰属しないこと。 ハ 提供又は不提供の意思表示が提供者に対して何らの利益又は不利益をもたらすものではないこと。 九 インフォームド・コンセントの撤回の方法及び手続	(生殖細胞作成研究におけるインフォームド・コンセントの手続) 第十八条 研究機関は、生殖細胞作成研究において 細胞の提供者に対しインフォームド・コンセントに係る説明を実施するに当たっては、次に掲げる事項を記載した説明書を提示し、分かりやすく、これを行うものとする。 ー 細胞の提供を受ける目的及び研究の方法 二 提供者の個人情報の保護の具体的な方法 三 提供者が将来にわたり報酬を受けることのないこと。 四 提供された細胞について遺伝子の解析が特定の個人を識別するものではないこと。 五 作成された生殖細胞を用いてヒト胚を作成しないこと。 六 提供された細胞から得られた研究成果が学会等で公開される可能性のあること。 七 提供された細胞から有用な成果が得られた場合には、その成果から特許権、著作権その他の無体財産権又は経済的利益が生ずる可能性があること及びこれらが提供者に帰属しないこと。 八 提供又は不提供の意思表示が提供者に対して何らの利益又は不利益をもたらすものではないこと。 九 インフォームド・コンセントの撤回の方法及び手続	・見出しの改正 ・生殖細胞作成研究のみが対象であることを明確化(ヒト胚モデルに係る「⑤「生命・医学系指針」に則ったIC 手続き」はガイダンスに記載)
十 その他必要な事項 2 研究機関は、提供者からインフォームド・コンセントを受けるに当たっては、提供者が置かれている立場を不当に利用してはならない。	十 その他必要な事項 2 研究機関は、前項の提供者からインフォームド・コンセントを受けるに当たっては、提供者が置かれている立場を不当に利用してはならない。	・記載の適正化
3 研究機関は、未成年者その他同意の能力を欠く提供者から細胞の 提供を受ける必要がある場合には、代諾者となるべき者(当該提供 者の親権を行う者、配偶者、後見人その他これに準じる者をいう。) のインフォームド・コンセントを受けるものとする。	3 研究機関は、生殖細胞作成研究において未成年者その他同意の能力を欠く提供者から細胞の提供を受ける必要がある場合には、代諾者となるべき者(当該提供者の親権を行う者、配偶者、後見人その他これに準じる者をいう。)のインフォームド・コンセントを受けるものとする。	・記載の適正化
(個人情報の保護) 第十九条 研究機関を有する法人の代表者及び行政機関の長等の事業 者及び組織の代表者は、細胞の提供者の個人情報の保護に関する措 置について、個人情報の保護に関する法令等を遵守するほか、人を 対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和三年文部 科学省・厚生労働省・経済産業省告示第一号)に準じた措置を講じ るものとする。	(第六章に移動)	・第六章に移動させ、ヒト胚 モデル研究にも適用

ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究 に関する指針 (平成22年文部科学省告示第88号)	改正後(案)	備考
(第五章から移動)	第六章 雑則 (個人情報の保護) 第十九条 研究機関を有する法人の代表者及び行政機関の長等の事業 者及び組織の代表者は、細胞の提供者の個人情報の保護に関する措 置について、個人情報の保護に関する法令等を遵守するほか、人を 対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和三年文部 科学省・厚生労働省・経済産業省告示第一号)に準じた措置を講じ るものとする。	・第六章に移動させ、ヒト胚 モデル研究にも適用、記載 の適正化
第六章 雑則 (成果の公開) 第二十条 生殖細胞作成研究により得られた成果は、原則として公開 するものとする。 2 研究機関は、生殖細胞作成研究により得られた成果を公開する場 合には、当該研究がこの指針に適合して行われたことを明示するも のとする。 (項を加える)	第六章 雑則 (成果の公開) 第二十条 作成研究により得られた成果は、知的財産権及び個人情報 の保護等に支障が生じる場合を除き、公開するものとする。 (項を削る) 2 研究責任者及び研究者等は、ヒト幹細胞からヒト胚モデルの作成	・指針間の整合(具体的な内容を記載) ・指針間の整合(指針で求める内容ではないため削除) ・「④研究成果の公開、ヒト
(XC)n/C U/	を行う場合には、あらゆる機会を利用して、当該ヒト胚モデルを用いた研究に関する情報公開を行うとともに、当該研究の成果の普及啓発に努めるものとする。	胚モデル研究の情報提供」 について、研究者等が普及 啓発に努めること等を規定
(指針不適合の公表) 第二十一条 文部科学大臣は、生殖細胞作成研究がこの指針に定める 基準に適合していないと認める者があったときは、その旨を公表す るものとする。	(指針不適合の公表) 第二十一条 文部科学大臣は、作成研究がこの指針に定める基準に適合していないと認める者があったときは、その旨を公表するものとする。	・ヒト胚モデル作成研究にお ける指針不適合について規 定
(条を加える)	(ヒトES細胞及びヒト幹細胞のいずれも使用してヒト胚モデルの作成を行う一の研究) 第二十二条 ヒトES細胞及びヒト幹細胞のいずれも使用してヒト胚モデルの作成を行う一の研究については、次の表の上欄に掲げるこの指針の各規定に定める各行為は、同表の下欄に掲げるヒトES細胞の使用に関する指針(平成31年文部科学省告示第68号、以下「ヒトES細胞使用指針」という。)の各規定に定める各行為をもって代えることができるものとする。	・本指針とヒト ES 細胞使用 指針の両方が適用される場 合について規定(資料 127- 2-1 の3・4ページ)
	この指針 ヒトES細胞使用指針	

ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究 に関する指針 (平成22年文部科学省告示第88号)	改正後(案)			備考	
	規定	代えられる規 定中の行為	規定	代える規定中 の行為	
	第七条の二第一項	成したヒト胚 モデルを譲渡 する際の取扱		使用機関が作成したヒト胚 モデルを譲渡 する際の取扱	
	第七条の二第二項	の了承	第二項	いの確認 使用機関の長 の了承	
	第七条の二第三項	作成したヒト 胚モデルの譲 渡の適合性の 確認	第十九条の三 第三項	作成したヒト 胚モデルの譲 渡の適合性の 確認	
	第七条の二第 四項	研究機関の倫 理審査委員会 及び文部科学 大臣への報告		使用機関の倫 理審査委員会 及び文部科学 大臣への報告	
	第十一条第一項	研究計画書の 作成 研究機関の長 の了承	第十一条第一項	使用計画書の 作成 使用機関の長 の了承	
	第十二条	研究機関の倫理審査委員会の意見聴取 研究計画の指 針適合性の確認		使用機関の倫理審査委員会の意見聴取 使用計画の指 針適合性の確認	
	第十三条第一項及び第二項	研究計画の実 施の届出及び 書類の提出	項及び第二項	使用計画の実 施の届出及び 書類の提出	
	第十四条第一 項	研究機関の長 の了承又は研 究機関の長へ の報告		使用機関の長 の了承又は使 用機関の長へ の報告	

ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究 に関する指針 (平成22年文部科学省告示第88号)	改正後(案)	備考
	第十四条第二 研究機関の倫 第十四条第二 使用機関項 理審査委員会 項 理審査委 の意見聴取 の意見聴取	取
	研究計画の変使用計画更の指針適合更の指針性の確認性の確認	適合
	第十四条第三 研究計画変更 第十四条第三 使用計画 項	当該る使
	審査委員会に審査委員おける審査のおける審過程及び結果過程及び	会に 査の 結果
	を示す書類の を示す書 届出 届出 第十四条の二 研究計画の実 第十五条第一 使用計画 第一項及び第 質的な内容に 項及び第二項 質的な内	の実
	二項係らない変更 の届出係らない の届出係らない の届出第十五条第一研究機関の長第十六条第一 使用機関 及び研究機関使用機関 及び使用	の長
	の倫理審査委 員会への報告	查委 報告
	項及び研究機関項及び使用の長への提出の長への第十六条第二研究機関の倫第十七条第二使用機関項理審査委員会項理審査委	提出の倫
	項 理番宜安員会 項 理番宜安 及び文部科学 及び文部 大臣への提出 大臣への	科学
	 附 則 (施行期日)	
	第一条 この告示は、令和〇年〇月〇日から施行する。 (経過措置)	

ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究 に関する指針 (平成22年文部科学省告示第88号)	改正後(案)	備考
	第二条 この告示の施行の際現にヒト幹細胞(ヒトES細胞を除く。)から改正後のヒトiPS細胞等から生殖細胞又はヒト胚モデルの作成を行う研究に関する指針(以下「新指針」という。)第二条第四号のヒト胚モデルの作成を行っている同条第五号の研究機関についての新指針第十一条第一項及び第十三条第一項の適用については、第十一条第一項中「あらかじめ」とあるのは「に報告する」と、第十三条第一項中「を了承するに当たっては、前条の手続の終了後、あらかじめ」とあるのは「について報告を受けたときは、速やかに」とする。この場合において、当該作成に係る研究計画には、新指針第十一条第二項第八号、第十二条並びに第十三条第二項第三号及が第四号の規定は適用しない。ただし、当該研究計画の変更(新指針第十四条第一項ただし書の研究計画の実質的な内容に係らないの規定は適用しない。ただし、当該研究計画の変更を除く。)については、新指針第十一条第二項第八号の規定を適用する。 2 研究機関の長は、前項の規定により読み替えて適用する新指針第十三条第一項の届出をした場合は、速やかに、新指針第十三条第一項の届出をした場合は、速やかに、新指針第十三条第一項の届出をした場合は、速やかに、新指針第十三条第一項の届出をした場合は、速やかに、新指針第十三条第一項の届出をした場合は、速やかに、新指針第十三条第一項の届出をした場合は、速やかに、新指針第十三条第一項の届出をした場合は、速やかに、新指針第十三条第一項の届出をした場合は、速やかに、新指針第十三条第一項の届出をした場合は、速やかに、新指針第十三条第一項の届出をした場合は、連続を開始を開始を表述といる。	・既に着手されている研究の 取扱いについて規定(資料 127-2-1の5・6ペー ジ)